

飲食店に対する営業時間短縮要請の期間延長

- ① 区域 京都市
- ② 期間 令和3年1月12日～令和3年2月7日
- ③ 実施内容

対象施設	要請内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等） ・ 酒類を提供する飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等） 	午前5時～午後9時の間の営業を要請

- ④ 時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円（定休日を除く）
条 件	下記全てを満たす店舗 <ul style="list-style-type: none"> ① 上記1の対象施設を営む中小企業・団体及び個人事業主 ② ガイドライン推進京都会議のステッカーを掲示していること又は業種別ガイドライン等を遵守していること ③ 要請日以前から営業していること（営業時間が午後9時までの店舗は除く） ④ 時短要請した全ての期間、営業時間短縮に協力していること

※緊急事態宣言の発出等に伴い、期間内であっても要請内容を変更することがある。

酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請に係る営業実態調査について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、京都府知事による京都市内の酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請（午前5時から午後9時まで）について、対象店舗の営業実態調査を行いましたので、調査結果をお知らせします。

引き続き、京都府と連携し、取組を進めてまいります。

記

1 調査期間

- (1) 令和2年12月23日（水）から同月25日（金）まで
- (2) 令和3年1月6日（水）から同月7日（木）まで

2 調査対象

- ・ 酒類を提供する飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等）
- ・ 接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）

3 調査結果

木屋町・河原町エリア，京都駅前エリア及び四条烏丸エリアの重点地域において，調査対象店舗の午後9時以降の営業状況を外観目視により調査

調査エリア	休業率	
	期間(1) (12/23～12/25)	期間(2) (1/6～1/7)
木屋町・河原町エリア	約72%	約80%
京都駅前エリア	約79%	約79%
四条烏丸エリア	約81%	約89%